

多摩川衛生組合インシデント等報告書（令和4年2月15日から令和4年11月17日まで）

	事故発生日	発生場所	事故内容	対応・処理・結果
1	令和4年 7月20日	ごみ焼却炉 2号炉	<p>2号炉排ガス塩化水素濃度が急上昇したため、消石灰の吹込量を手動介入により増量し、継続的に抑制対策を実施したが、塩化水素濃度の1時間移動平均値（O<sub>2</sub> 12%換算値）が37.4ppmとなり、自主規制値（25ppm）を超過した。</p> <p>※大気汚染防止法上の基準値 430ppm</p>	<p>消石灰の手動介入による吹込を継続し、2号炉排ガス塩化水素濃度の1時間移動平均値（O<sub>2</sub> 12%換算値）が自主規制値内となり回復した。</p> <p>焼却処理するためにごみ焼却炉に投入したごみの組成がプラスチック等の合成樹脂類を多く含んでいたため、一時的に排ガス中の塩化水素濃度が上昇したものと推測される。</p> <p>今回の排ガス中の塩化水素濃度の自主規制値超過の原因であるプラスチック等の合成樹脂類を多く含むごみのごみ焼却炉へ一度に投入されたことについて、再度このようなことの事態を防止するために、ごみを貯留するピット内の攪拌を十分に行い、焼却炉に投入するごみの均一化に努めるよう関係職員に指示した。</p> <p>また、管轄部署である多摩環境事務所へ報告書を提出した。</p>